

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号および第801条第3項第2号

ならびに会社法施行規則第189条に定める書面)

2022年1月12日

株式会社デファクトスタンダード

株式会社ロコンド

吸収分割に係る事後開示書面

2022年1月12日

株式会社デファクトスタンダード

代表取締役 仙頭健一 (印)

株式会社ロコンド

代表取締役 田中裕輔 (印)

株式会社デファクトスタンダード(以下「分割会社」といいます)と株式会社ロコンド(以下「承継会社」といいます)は、2021年10月29日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2022年1月1日を効力発生日として、分割会社が、同契約書に記載の事業(以下「本件事業」といいます)に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます)を行いました。本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号に定める事項は、以下のとおりです。なお、本件分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に定める簡易分割となり、承継会社においては会社法第796条第2項に定める簡易分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2022年1月1日

2. 分割会社における吸収分割の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求

本吸収分割は、簡易吸収分割のため該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

本吸収分割は、簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

分割会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

分割会社は、2021年10月29日付で官報及び2021年10月30日付で開始した電子公告において、債権者に対し本吸収分割についての異議申述公告を行いました。異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における吸収分割の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求

本吸収分割は、簡易分割のため該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

本吸収分割は、簡易分割のため株式の買取請求権は生じません。

(3) 債権者の異議

承継会社は、2021年11月26日付の官報及び2021年11月24日付で開始した電子公告において、債権者に対し本吸収分割についての異議申述公告を行いました。異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2022年1月1日をもって、吸収分割契約の

定めに従い、分割会社が本件事業に関して有する権利義務を承継いたしました。本吸収分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額は67,244千円、負債の額は64,485千円です。

5. 吸収分割の変更の登記をした日
2022年1月7日

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上